

令和6年2月6日
高齢福祉部介護保険課

世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

区の条例で定める居宅介護支援等の事業の人員等の基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により厚生労働省令（※）に定められた基準によることとされている。

今般、社会保障審議会の審議報告を受け、厚生労働省令が改正されたため、「世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」を改正する。

※ 厚生労働省令

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
（平成11年厚生省令第38号）

2 改正内容

主な改正内容は別紙1のとおり

3 新旧対照表

別紙2のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

令和6年2月 令和6年第1回定例会提案
4月1日 改正条例施行（一部の規定に経過措置規定あり）

「世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」及び「世田谷区指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（案）」概要対照表

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会令和5年12月19日）を参考に作成

項目の末尾に、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の主な該当箇所を、《 》内に指定介護予防支援等の事業の人員等の基準等に関する条例の主な該当箇所を示している。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
【身体的拘束等の適正化の推進】 (具体的取扱方針) 第16条第2の2号及び第2の3号 《第33条第2の2号及び第2の3号》	(新設)	緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様・時間、その際の利用者の心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。
【他のサービス事業所との連携によるモニタリング】 【効率的なサービス提供の推進】 (具体的取扱方針) 第16条第15号 《第33条第17号》	(居宅介護支援) モニタリングの実施に当たり、少なくとも月に1回利用者に面接すること。 (介護予防支援) モニタリングの実施に当たり、少なくとも3月に1回利用者に面接すること。	以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。 ア 文書により利用者の同意を得ること。 イ 次に掲げる事項について主治医やその他の関係者の合意を得ていること。 ①利用者の状態が安定している。 ②利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる。 ③他のサービス事業所との連携により情報を収集する。 ウ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること（介護予防支援の場合は6月に1回）。

(2) その他

項目及び条例の該当箇所	改正前	改正後
「書面掲示」規制の見直し (掲示) 第25条第3項 《第24条第3項》 * 令和7年4月1日から適用	運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	運営規程の概要等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示に加え、原則として、ウェブサイトに掲載することを義務付ける。

世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例	○世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例
平成30年3月6日条例第30号	平成30年3月6日条例第30号
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 申請者の要件（第3条）	第2章 申請者の要件（第3条）
第3章 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準	第3章 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準
第1節 基本方針（第4条）	第1節 基本方針（第4条）
第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）	第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）
第3節 運営に関する基準（第7条―第32条）	第3節 運営に関する基準（第7条―第32条）
第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）	第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
第5章 雑則（第34条・第35条）	第5章 雑則（第34条・第35条）
附則	附則
第1条～第3条（省略）	第1条～第3条（省略）
第1節 基本方針	第1節 基本方針
第4条 第1項～第3項（省略）	第4条 第1項～第3項（省略）
4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、区市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「 <u>地域包括支援センター</u> 」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。	4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、区市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
5・6（省略）	5・6（省略）

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第29号において同じ。）を行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該指定居宅介護支援事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>第6条（省略） （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条（省略）</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>第6条（省略） （内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第7条（省略）</p>

改正後	改正前
<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、利用申込者の理解を得なければならない。</p>	<p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)</u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数</u>のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、利用申込者の理解を得なければならない。</p>
<p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)</u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数<u>のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)</u>によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、利用申込者の理解を得るよう努めなければならない。</p>	<p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)</u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数<u>のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)</u>によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、利用申込者の理解を得るよう努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>4～6</u> (省略)</p> <p><u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容であって規則で定めるものを示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p><u>8</u> (省略)</p> <p>第8条～第12条 (省略) (利用料等の受領)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項<u>の</u>利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>第14条・第15条 (省略) (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p><u>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p>	<p><u>3～5</u> (省略)</p> <p><u>6</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容であって規則で定めるものを示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p><u>7</u> (省略)</p> <p>第8条～第12条 (省略) (利用料等の受領)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項<u>に規定する</u>利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>第14条・第15条 (省略) (指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>

改正後	改正前
<p>(3)～(13) (省略)</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔(くう)機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等</u>又は薬剤師に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。</p> <p><u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u></p> <p><u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>A 利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>B 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>C 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当</u></p>	<p>(3)～(13) (省略)</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔(くう)機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師</u>又は薬剤師に提供するものとする。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>者から提供を受けること。</u></p> <p><u>ウ</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (16)～(28) (省略)</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施することができるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) (省略)</p> <p>第17条～第24条の2 (省略) (掲示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (<u>以下この条において「重要事項」という。</u>) を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>第26条～第31条 (省略) (記録の整備)</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しな</p>	<p><u>イ</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 (16)～(28) (省略)</p> <p>(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援 (<u>法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。</u>) の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施することができるよう配慮しなければならない。</p> <p>(30) (省略)</p> <p>第17条～第24条の2 (省略) (掲示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項</u>の重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>第26条～第31条 (省略) (記録の整備)</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、規則で定める期間保存しな</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p><u>(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 第19条の規定による</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(5) 第29条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(6) 第30条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第33条～第35条 (省略)</p> <p>附 則～附 則 (令和3年3月9日条例第11号) (省略)</p> <p><u>附 則 (令和6年3月 日条例第 号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。</u></p> <p><u>(重要事項の掲示に係る経過措置)</u></p> <p><u>2 施行日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 (以下「改正後条例」という。) 第25条第3項 (改正後条例第33条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、改正後条例第25条第3項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。</u></p>	<p>なければならない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p><u>(3) 第19条に規定する</u>区市町村への通知に係る記録</p> <p><u>(4) 第29条第2項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p><u>(5) 第30条第2項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>第33条～第35条 (省略)</p> <p>附 則～附 則 (令和3年3月9日条例第11号) (省略)</p>